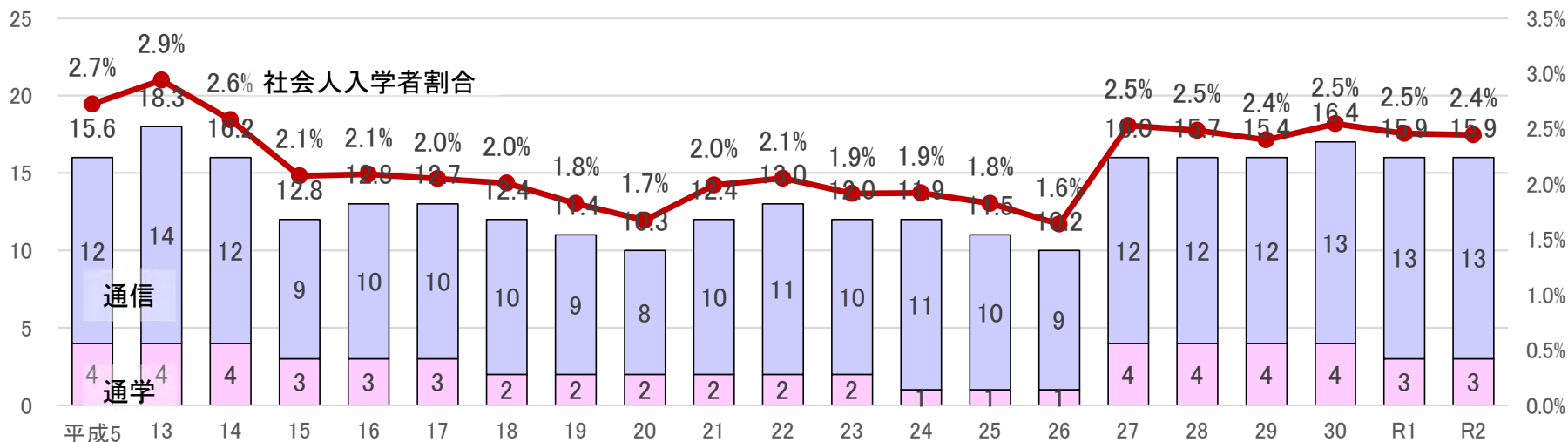


(リカレント教育)

社会人入学者の動向

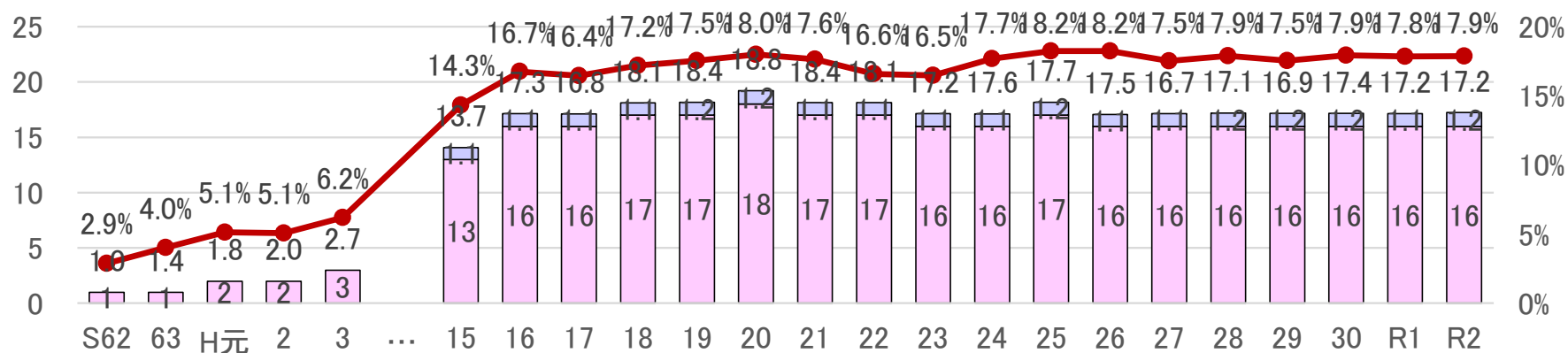
(1) 学部

○ 社会人入学者数（推計）は、平成13年の約1万8千人をピークに減少。平成20年から増加に転じ、令和2年は約1万5千人。



(2) 大学院

○ 社会人入学者数は、近年は1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合は17.9%（令和2年）。

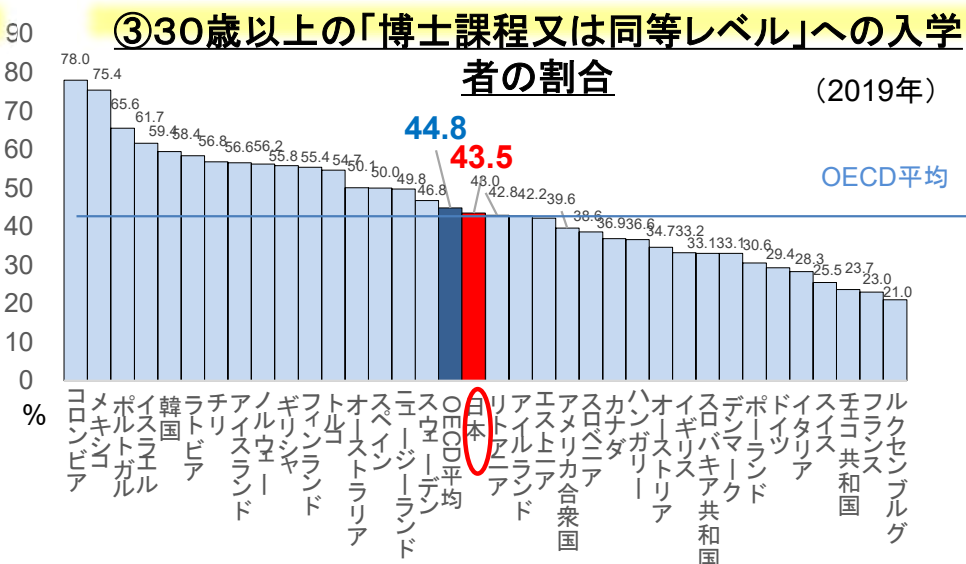
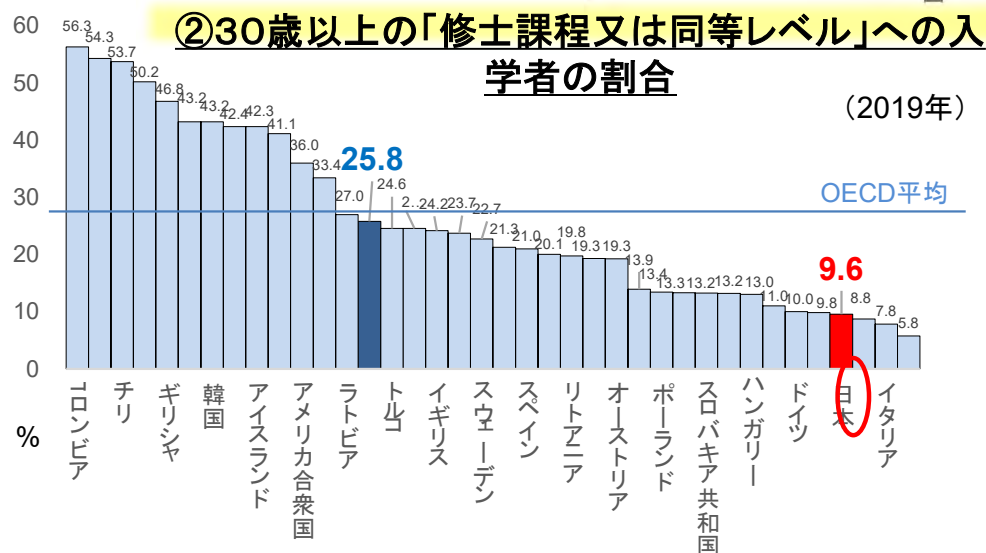
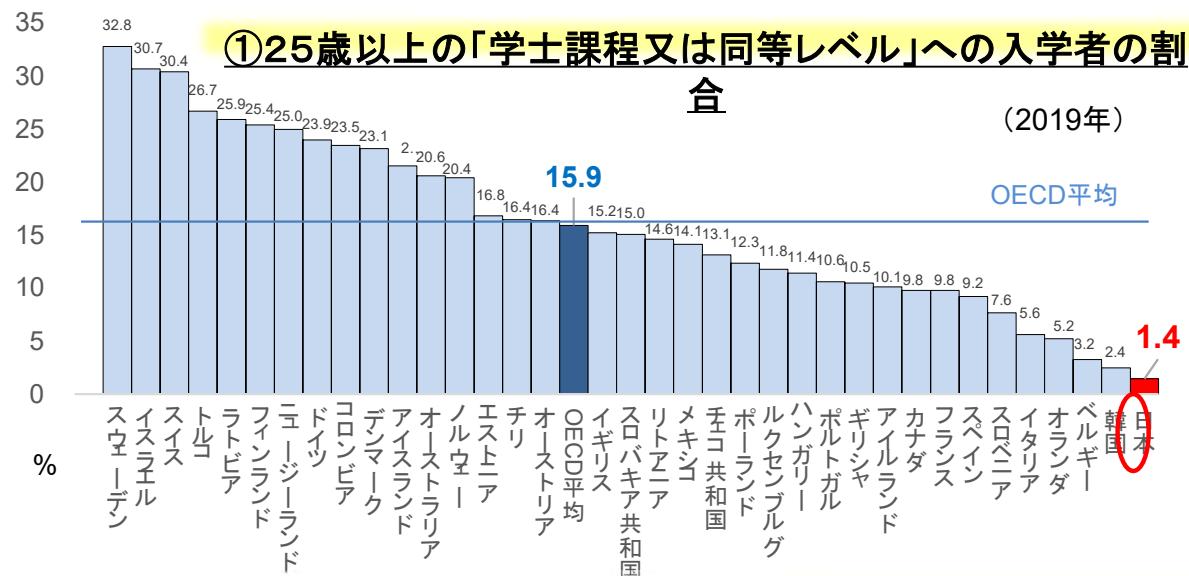


※ 出典: 学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である（「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分）。

高等教育機関における25（30）歳以上入学者割合の国際比較

日本の「学士課程又は同等レベル」及び「修士課程又は同等レベル」における25（30）歳以上入学者の割合は、低いものとどまっている。



出典: OECD Education at a Glance (2021)。

数値については、高等教育段階別の新入学者の割合。上記は、25歳未満又は30歳未満の者以外が全体に占める割合を25歳以上又は30歳以上の割合と仮定して試算した数値。なお、上記①～③の集計に当たっては、通信課程への入学者等で含まれない学生がいる。

大学・大学院におけるリカレント教育促進のための制度

修業年限の柔軟化

- **早期卒業・修了（学部：H11年、修士：H元年、博士：S49年）**
卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、在学期間を短縮して卒業・修了が可能
- **最短1年の修士課程（修士：H11年）**
修士課程で、主に実務経験を有する者を対象に、1年以上2年未満の標準修業年限を設定可能
- **長期履修制度（学部・大学院：H14年）**
学生の事情により、標準修業年限（学士課程は4年等）を超えた長期の課程の履修が可能

入学前の修得単位の認定

- **入学前に他大学において修得した単位等を卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）**
- **入学前に科目等履修生として修得した単位について、卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）**
※科目等履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能
（入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る。博士課程については、1年まで通算が可能。）（学部：H10年、大学院：R2年）
※高校生が科目履修生として大学の単位を修得することも可能

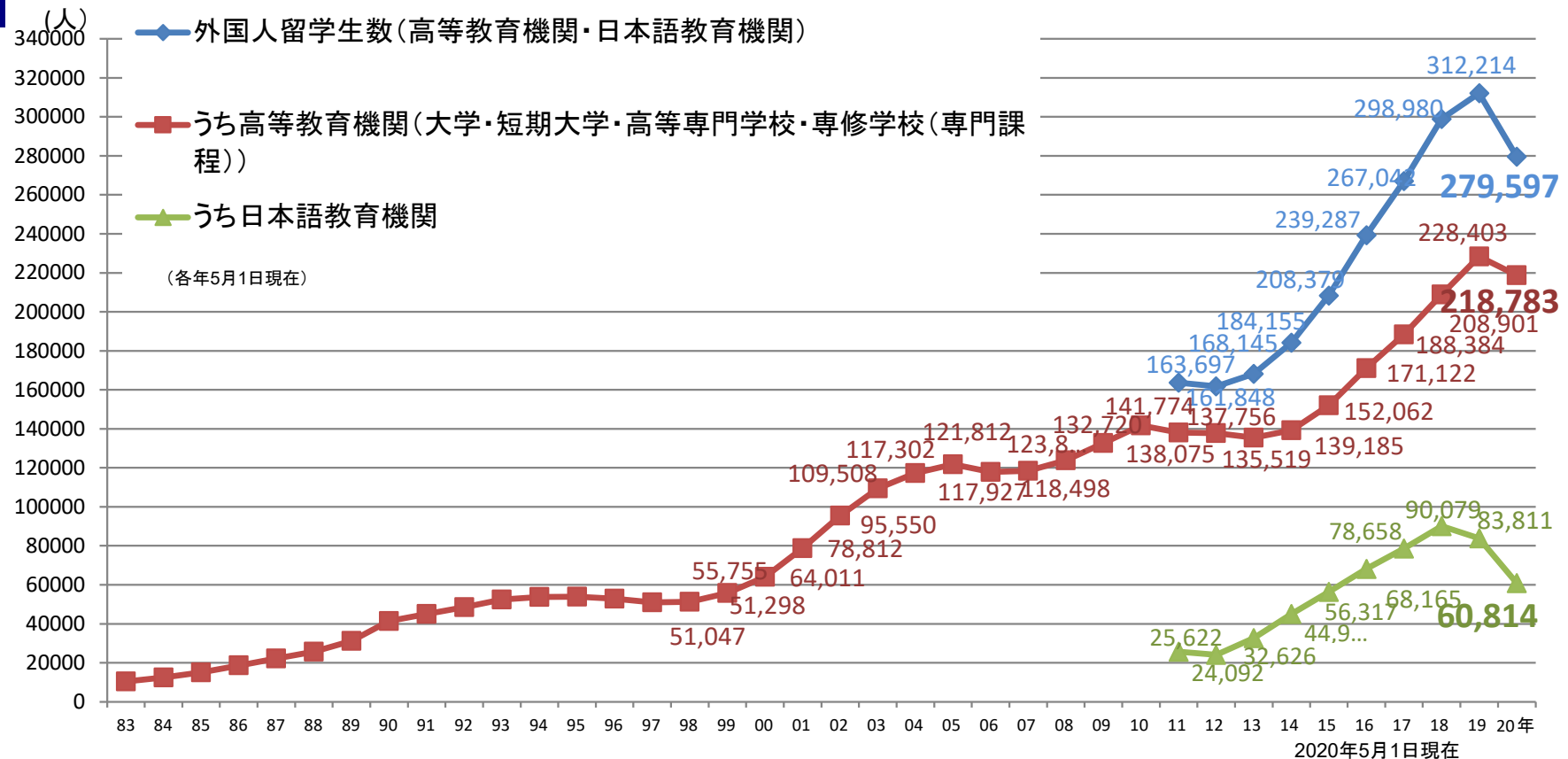
履修証明制度

- **在学生以外の者が大学において特別の課程（履修証明プログラム）を修了した場合に、学校教育法に基づく履修証明書の交付及び単位授与が可能（履修証明書の交付 学部・大学院：H19年、単位授与 学部：R元年）**
- **入学前に履修証明プログラムの履修により修得した単位について、卒業単位として認定可能（学部：R元年）**
※特別の課程履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能
（入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る）

（グローバル化の進展）

外国人留学生数の推移

推移



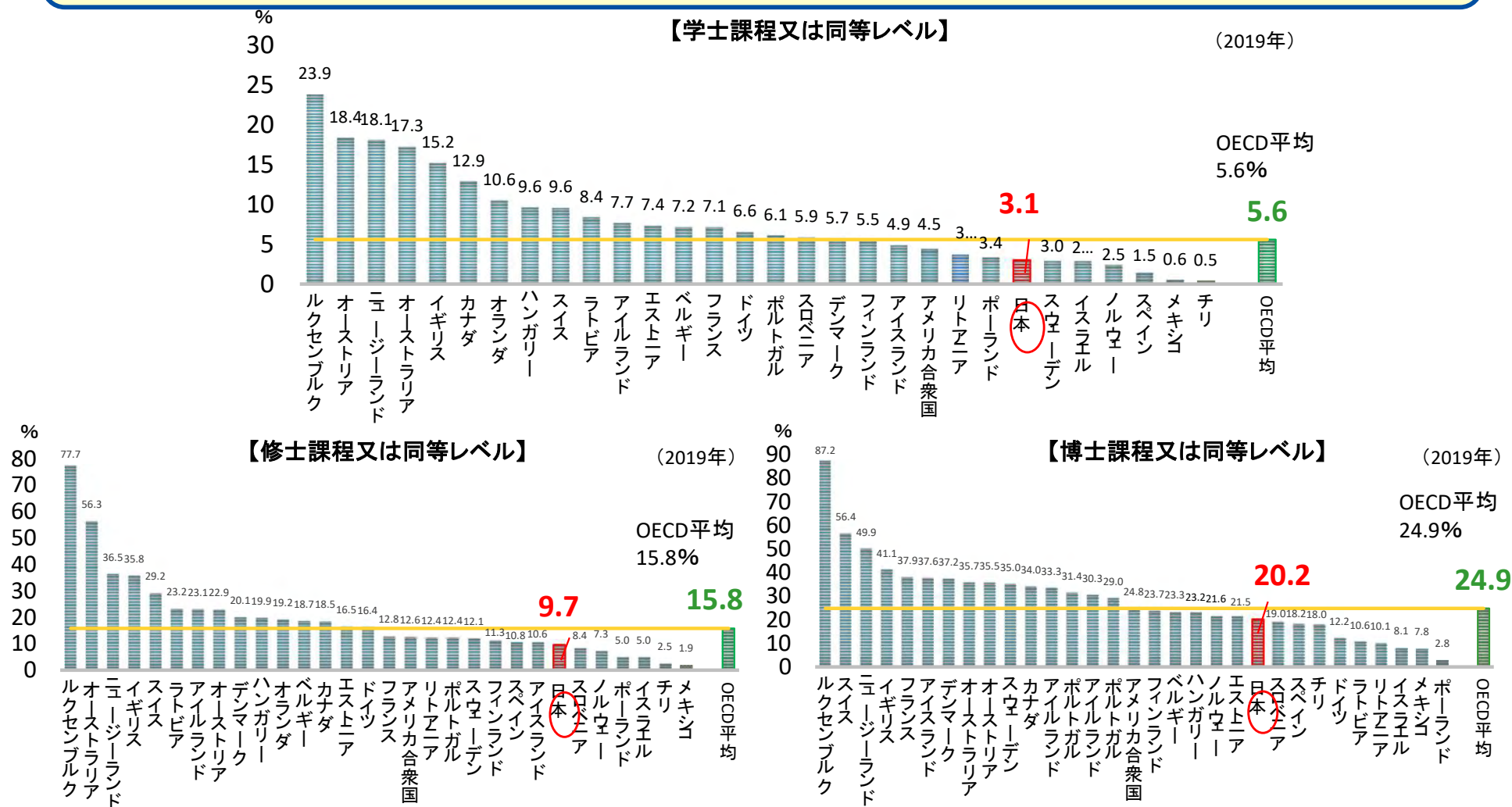
出身国・地域別

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中 国	121,845(124,436)	△ 2,591	ス リ ラ ン カ	5,238(7,240)	△ 2,002
ベ ト ナ ム	62,233(73,389)	△ 11,156	ミ ャ ン マ ー	4,211(5,383)	△ 1,172
ネ パ ー ル	24,002(26,308)	△ 2,306	バ ン グ ラ デ シ ュ	3,098(3,527)	△ 429
韓 国	15,785(18,338)	△ 2,553	モ ン ゴ ル	3,075(3,396)	△ 321
台 湾	7,088(9,584)	△ 2,496	そ の 他	26,823(33,857)	△ 7,034
イ ン ド ネ シ ア	6,199(6,756)	△ 557	合 計	279,597(312,214)	△ 32,617

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

各国の学生に占める留学生の割合

学士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は5.6%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。修士課程については、OECD平均は15.8%であるのに対して、日本は9.7%、博士課程については、OECD平均は24.9%であるのに対して、日本は20.2%と、欧米諸国と比較して少ない。



注1：OECD加盟38カ国のうち、コロンビア、コスタリカ、チェコ、ギリシャ、イタリア、韓国、スロバキア、トルコを除く。

注2：OECD平均は、データのある加盟国の平均値を文部科学省で算出したもの。

注3：我が国の参照年度は、2018年度（平成30年度）。

出典：OECD「Education at a Glance 2021（図表でみる教育 2021）」を元に文部科学省で作成

単位制度の国際的な接続について

- アジア太平洋大学交流機構 (UMAP: University Mobility in Asia and the Pacific) は、域内の共通の単位互換制度として、UMAP 単位互換方式 (以下 UCTS: UMAP Credit Transfer Scheme) を開発。
- 2013年5月に開催されたUMAP国際理事会により、以下の「新たな概念」が導入。これにより多くのUMAP参加国並びに参加大学間では、1単位は1単位で単位互換が可能に。(従来は各大学の個別判断に委ねられていた)

1UCTS＝38～48学修時間数とする。

また、その学修時間数には、13～16時間の授業時間数 (academic hour) が含まれる。

▼UCTSと他の国・地域の単位(互換)制度との換算表

国／地域	UCTS	アジア	日本	米国	欧州(ECTS)※	英国(CATS)※※
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1単位	1.5ECTS	3単位
学修量	38-48時間	38-48時間	45時間	45時間	37.5-45時間	ECTSから換算
授業時間	13-16時間	13-16時間	15時間	15時間	—	—

※ECTS－欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System)

※※英国の3単位は高等教育質保証機構 (QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education) が説明している英国とECTSとの単位換算原則 (2008年) に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度 (CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme) を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。

【出典】以下の国立大学協会HPを参照し作成
<https://www.janu.jp/international/umap-ucts.html>

授業期間について

- 各大学が1年間で行う授業の期間は、35週にわたることを原則とし、各授業科目は10週又は15週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることができる場合は異なる期間を設定することが可能。

(例： 週複数回授業の実施)

- ・ 8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>
- 例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

《大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）》（抄）

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

学期制の例

2学期制（セメスター制）



3学期制

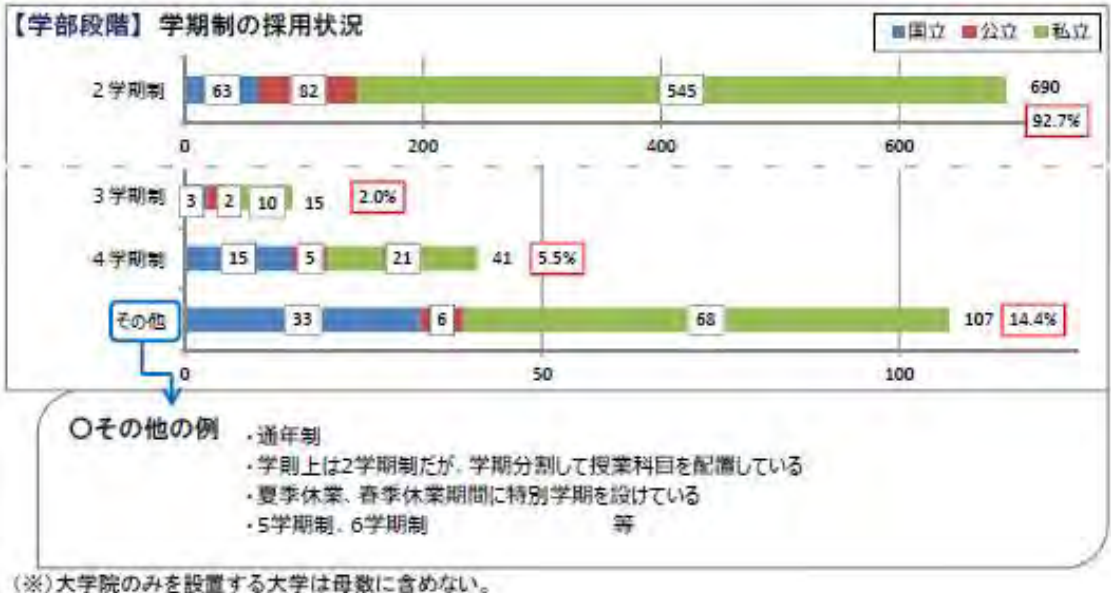


4学期制（クォーター制）



35週（1年間）

学期制の採用状況



(出典) 平成29年度大学における教育内容等の改革状況について

外国大学とのジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）

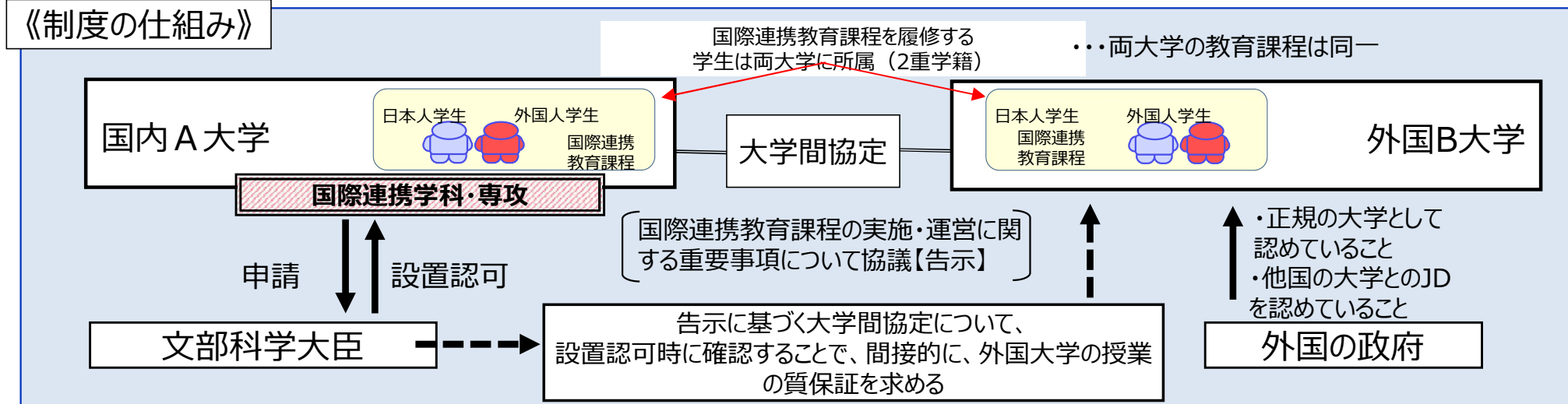
平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。

概要

- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。
（＊ 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- ◆ 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。
また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなせる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

ジョイント・ディグリー プログラム開設状況

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等 計：12大学26件
国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。（国立：11大学25件 私立：1大学1件） 令和3年4月現在
※文部科学省調べ

	大学名	学部・研究科	相手大学	相手国・地域	新学科・専攻名	開設年月
1	名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻（D）	平成27年10月
2	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻（D）	平成28年4月
3	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チュロンコン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュロンコン大学国際連携歯学系専攻（D）	平成28年8月
4	名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	平成28年10月
5	京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻（M）	平成29年4月
6	名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻（D）	平成29年4月
7	筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス 台湾	国際連携食料健康科学専攻（M）	平成29年9月
8	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻（M）	平成29年9月
9	京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻（M）	平成29年10月
10	名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月
11	立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（学部）	平成30年4月
12	名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻（D）	平成30年4月
13	京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（D）	平成30年4月
14	長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（D）	平成30年10月
15	名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻（D）	平成30年10月
16	岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（M）	平成31年4月
17	岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（D）	平成31年4月
18	岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻（D）	平成31年4月
19	岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（D）	平成31年4月
20	名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻（D）	平成31年4月
21	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻（D）	令和2年4月
22	山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（M）	令和2年4月
23	広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
24	広島大学大学院	人間社会科学研究科	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
25	熊本大学大学院	社会文化科学教育部	マサチューセッツ州立大学ボストン校	アメリカ	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻（M）	令和3年4月
26	京都大学大学院	京都大学大学院	グラスゴー大学 バルセロナ大学	イギリス、スペイン	国際連携グローバル経済・地域創造専攻（M）	令和3年9月（予定）

（参考）ダブル・ディグリープログラム数（平成30年度）

国立：196件 公立：14件 私立：249件 計：459件

文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（平成30年度）」

※大学間交流協定数のうち、ダブル・ディグリーに関する事項が含まれ、なおかつ、学生交流の実績がある数

修業年限について

○ 修業年限は、原則として、学部は4年、修士課程は2年、博士課程は5年と定められているが、学生が優秀な成績で修得したと認める場合には以下の特例が認められている。

● 卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、修業年限を、学部段階は3年、修士課程は1年、博士課程は3年に短縮可能

・ 早期卒業・修了制度を導入している大学は、
学部段階では161校（約22%）、研究科段階では261校（約63%）

・ 早期卒業した学生数は、
学部段階は394人（約0.07%）、修士課程段階は641人（約0.9%）、
博士課程段階は545人（約3.5%）

※平成30年度「大学における教育内容等の改革状況について」より

《学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）》（抄）

第87条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

※ 大学院は修業年限を法定しておらず、大学院設置基準において標準修業年限や特例を規定

修業年限の特例（早期卒業・修了制度）の活用事例

- 各大学では学部4年の修業年限を原則としつつ、優れた学生に対して3年間で早期卒業するプログラム等を学生に提供。
- また、今年度より、法科大学院と法学部が連携して、学部の早期卒業を前提に5年間の一貫性のある教育を行う法曹コースが開始。
(28法科大学院が34大学の法学部等と56の法曹養成連携協定を締結)

通常

学部4年

修士2年

早期卒業プログラム

学部4年

学部3年(特進プログラム等)

(例) ・千葉大学法政経学部(特進プログラム)
・早稲田大学政治経済学部(政治経済学
術院オーナーズプログラム) 等

連携法曹基礎課程(法曹コース)

法学部3年(法曹コース)

法科大学院
(既修者コース)

5年間の一貫教育
(早期卒業を前提として、法科大学院既修者コースに接続)

法学部4年

法科大学院
(既修者コース)

学位の種類及び分野の変更等に関する基準等

■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 抄

第四条

- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

■学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号） 抄

第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該選考に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

別表第一 ※一部のみ掲載

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

日本学術会議 大学教育の分野別質保証委員会 報告

「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」（平成26年9月17日）【要旨抜粋】

3 報告の内容

(1) 社会の成熟化を背景として、大学卒業者によって担われる職業領域が拡大し、また現代社会が直面する様々な課題が大学の教育研究の対象とされるようになる中で、大学が授与する学位に付記する専攻分野の名称が多様化していることには一定の合理性が認められる。しかし、現状は過度の多様化と言わざるを得ず、この状況に関しては、以下の二つの視点で見直すことが必要と思われる。一つは、大学で担われる学問の普遍性という観点に照らして、学問分野の名称という観点から専攻分野の名称を再検証するという視点である。もう一つは、特定の学問分野にとらわれない独自の対象を学修の主題とする例が増加していることを踏まえ、それらに対して如何に適切な専攻分野の名称を付すのかという視点である。特に後者の視点を踏まえて以下の改善提案を示す。

① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を採る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。

② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。

③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。

④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。

各大学には、以上を踏まえて学位に付記する専攻分野の名称を検証することを求めたい。特に、極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものも散見される。そのような懸念がある場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更を検討することを提案するとともに、その際には(2)で述べる英文表記の在り方も併せて検討し、両者の整合性が確保されることを期待したい。

(2) 学位の英文表記に関しては、日本の大学が授与する学位の国際性を確保するため、英文表記の構造に則り以下を基本的な考え方として示す。

① 「学士」に対する英文はBachelorとすること

② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること

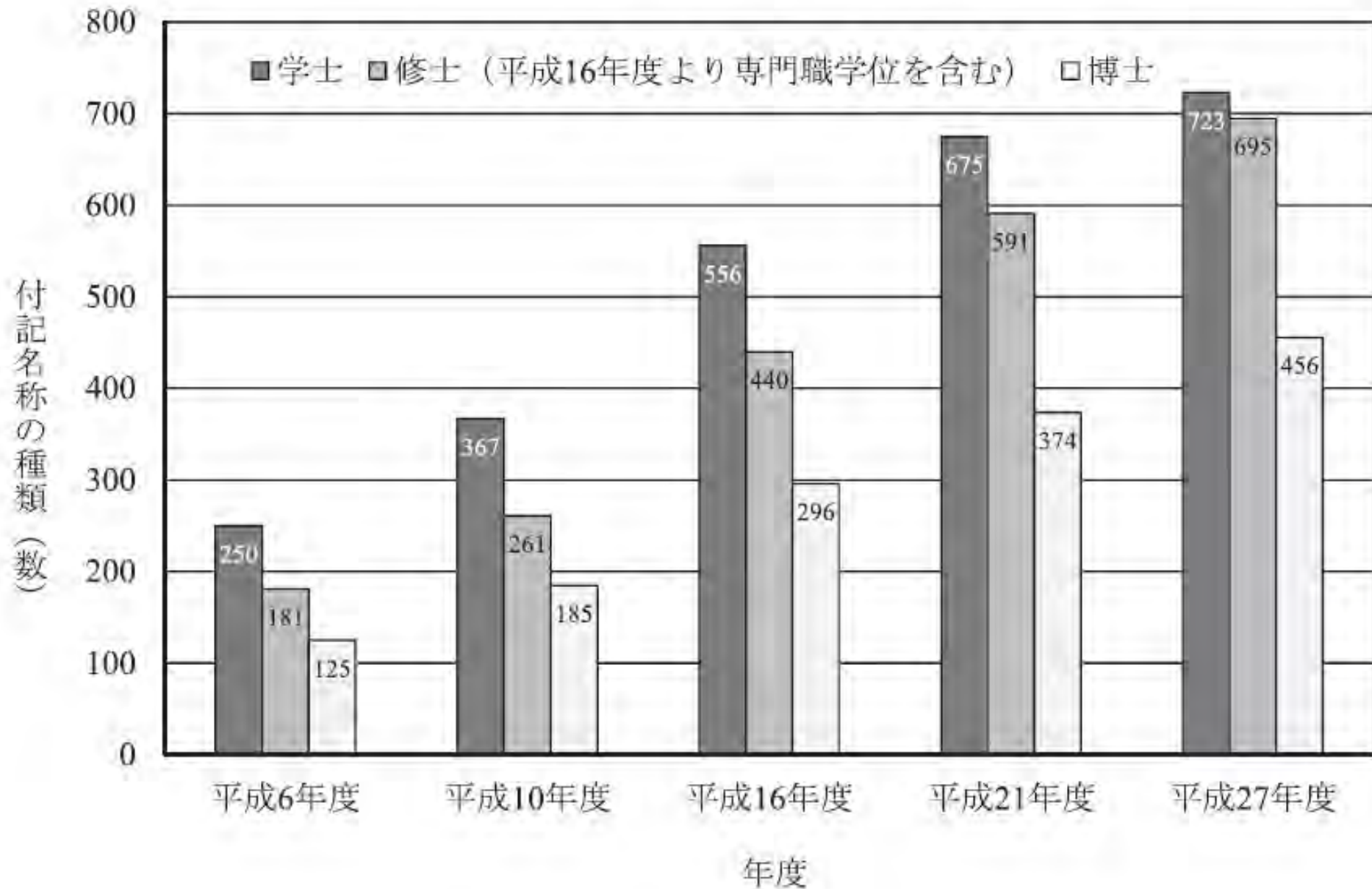
③ 下位の専門として、教育課程で重点を置く分野を合わせて示すことも認められること

（① of ② in ③ の階層構造を念頭に置いた表記にすることが望ましい。）

(3) 問われているのは「学位はいかなる能力を証明するものか」ということである。各大学においては、適切な専攻分野の名称を付記することはもとより、学生の学修の内容に関する具体的な情報提供を充実し、教育課程の透明性を高めることが求められる。

大学教育の多様化が、大学と社会とが相互に関わるダイナミズムの中で自生的に進展してきたことに鑑みれば、自らが開設する教育課程に関して、学位に付記する専攻分野の名称を決める責任は大学にある。学位とは、学生が社会に出て「自ら何者として立つか」を示す、生涯にわたって担われる表象であることを踏まえ、各大学に対して真摯な対応を望みたい。

付記名称の種類の課程別推移



出典：高橋望・森利枝 2018 「学位に付記する専攻分野の名称の多様性の構造ー平成27年度調査からみる現状と変動ー」『大学研究』筑波大学
大学研究センター, 45巻, pp.3-15.

専門分野/学位の名称・カテゴリの整理

学士課程:300分野以上⇒ 45分野

国家枠組み:4つの主要学問領域(Domain)(2014年1月22日付省令)

①芸術・文学・言語、②法律・経済・経営、③人文・社会科学、④科学・技術・保健

学士課程:45専門分野(Mention)

行政学
法学
経済学
経営学
経済・経営学
経済・社会福祉行政
政治学
保健衛生・社会福祉学
古典
史学
美術史および考古学
地理および整備・開発
社会学
心理学
教育学

哲学
神学
社会科学
人間科学、人類学、民族学
言語学
情報通信
美術
造形美術
舞台芸術
音楽学
文学
外国および地域の言語・文学・文化
応用外国語
文学、語学

情報科学
人間社会科学応用数学・情報科学
数学
物理学
化学
生命科学
地球科学
生命地球科学
体育・スポーツ活動の科学技術
電子工学、電力工学、自動制御工学
機械工学
土木工学
保健科学
科学技術
エンジニアリング科学

就業力養成を第一優先としていない学士については、プログラムで培われるコンピテンス内容の見える化→学位の価値を社会に示していくことが政策課題の一つ。

（大学間連携の推進）

地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。**各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。**
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。**

地域連携プラットフォームの構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築し、連携体制の強化。**地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

課題解決のために実行する事項

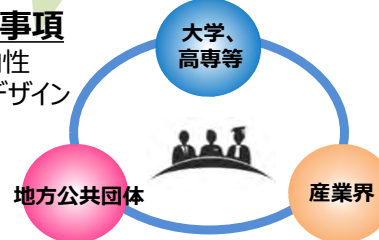
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造



組織的関与（トップ・ミドル層、キーパーソンが参画）

議論の結果、大学等連携推進法人を活用することも想定。

大学等連携推進法人の認定制度

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して教育等に取り組む。**

地域の**国公立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進**するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が**大学等連携推進法人として認定**する制度を創設。

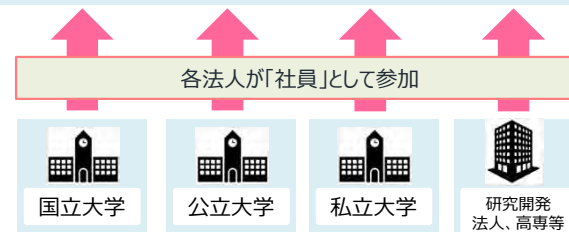
（一般社団法人）〇〇地域大学ネットワーク機構

- ・大学等連携推進方針
- ・大学等連携推進業務（例）
 - 教育：大学間の教学上の連携に係る管理（協議の場の運営）等
 - 研究：産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等
 - 運営：FD・SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等
- ・大学等連携推進法人における教学上の大学間連携
 - 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ

申請

認定

文部科学大臣



大臣認定基準(例)

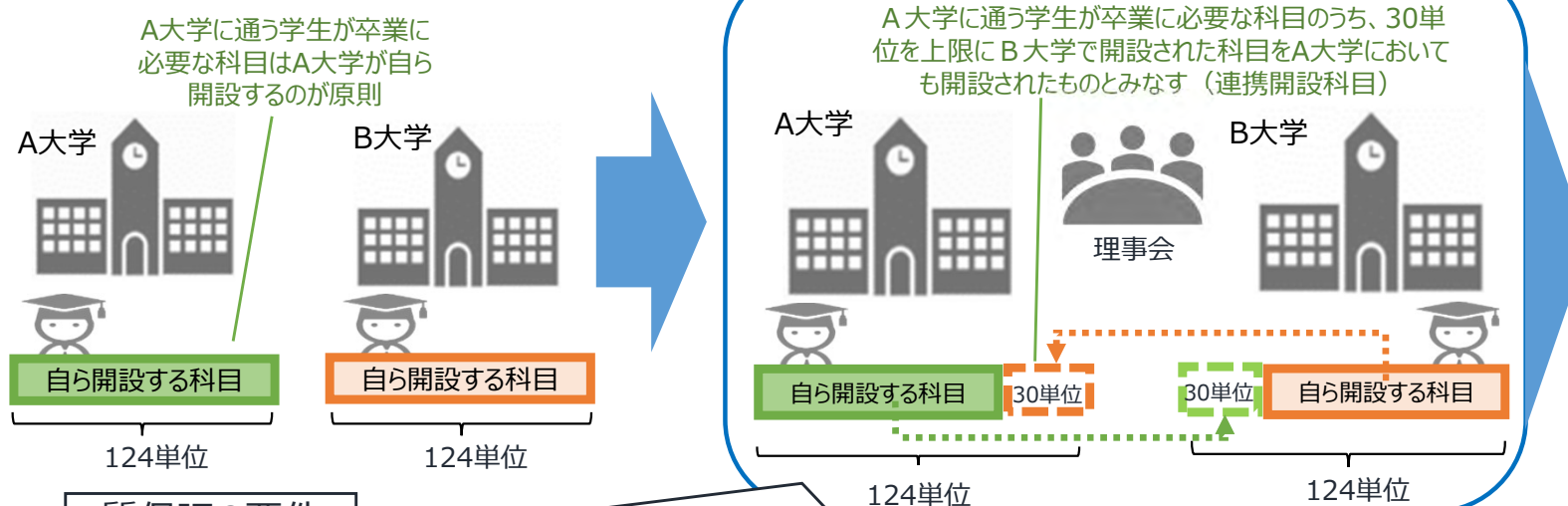
- 大学等連携推進業務が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制
- 大学等連携推進方針を策定・公表 等

大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

概要

- 各大学で開設される授業科目について、
大学設置基準第19条において、「大学は、・・・教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。
- ↓
- 社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要
- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

＜連携開設科目のイメージ※学士課程の場合＞



＜得られる成果＞

- ① 各大学の強みや特色を生かして、
 - ・充実した教育プログラムの提供
 - ・弱点分野の相互補完
 - ・地域が求める人材等を連携して育成

- ② 各大学の教育研究資源を有効活用することで、
 - ・きめ細かな指導や少人数教育の実施

⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

質保証の要件

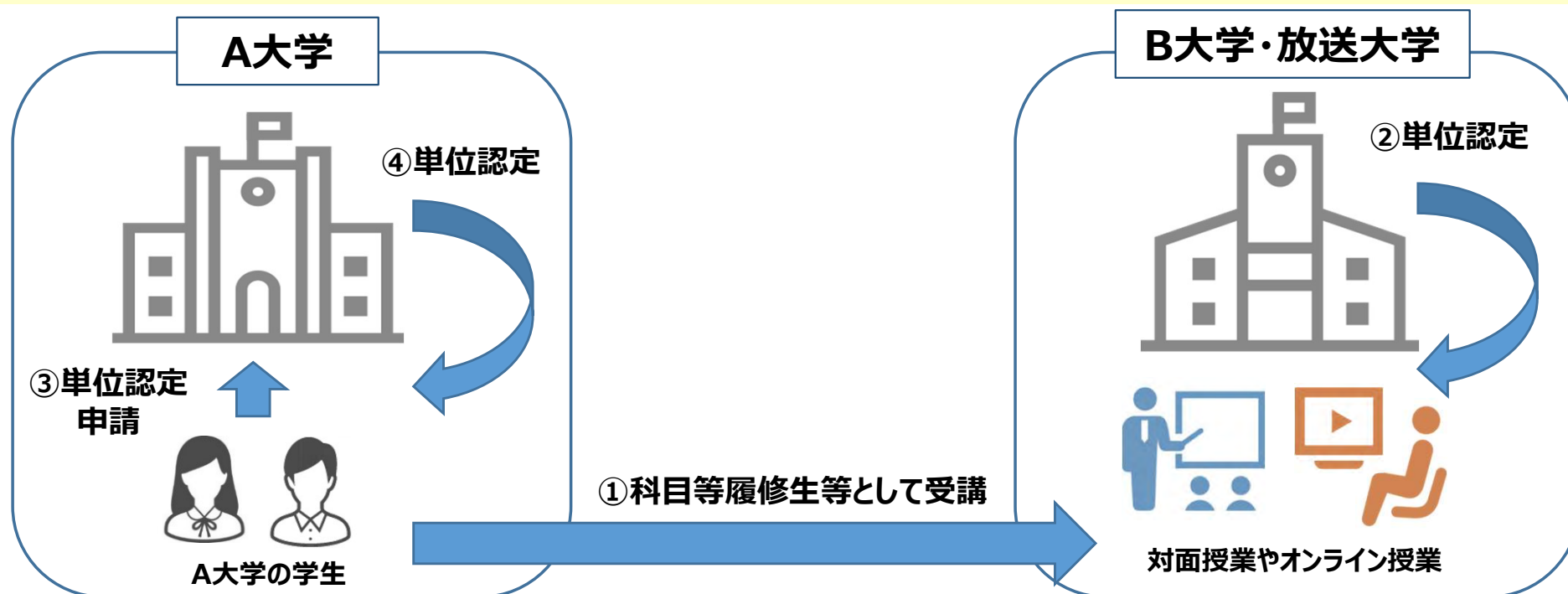
- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け 等

他大学における学修を単位認定（単位互換）

- ✓ 学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、124単位中60単位まで自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。

※大学院においては30単位中15単位まで単位互換が可能

- ✓ 単位互換が認められる学修は、協定等に基づきあらかじめ定めておくことが原則であるが、あらかじめ協定等で定めていなくとも、学生からの申請に応じて審査の上、教育上有益と認めるときは単位認定することが可能。
- ✓ 自大学の教育課程との整合性に留意しつつ柔軟な運用を行うことにより、個々の学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応することが期待。



【実現すべき改革の方向性】

- 何を学び、身に付けることができるのかが明確か
- 学んでいる学生は成長しているのか
- 大学の個性が発揮できる多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

を確認する質保証システムへの転換

設置基準の見直し

昭和31年（進学率が右上がりの時代）に制定された大学設置基準が現状に適応するかどうか等について検討する必要



- ✓ 時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。

→ 具体的には、定員管理、教育手法、施設整備等について、学生／教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討に着手する。

- ✓ 定性的な規定については解釈の明確化を図り、これに基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるよう、解釈に関する通知を発出する。

認証評価制度の充実

（法令違反等に対する厳格な対応）

- ✓ 認証評価機関は、自己評価書の記載内容の見直しや他の評価等の活用により効率的に認証評価を実施するとともに、特色ある教育研究活動を積極的に発信
- ✓ 認証評価機関は、自らが定める大学評価基準に適合しているか否かを認定
- ✓ 受審期間の見直し
- ✓ 認証評価機関は、今後、学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果や教育成果等のデータを相対的に活用し、人材育成目的や規模が近い大学同士の比較や、経年比較による改善状況を確認

（学生が質保証に参画する仕組み）

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（平成30年11月26日 中央教育審議会）

【Ⅲ 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 … ①】

【実現すべき改革の方向性】

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていること。
- このための**多様で柔軟な教育研究体制**が各高等教育機関に準備され、こうした教育が行われていることを確認できる**質の保証**の在り方へ転換されていること。

全学的な教学マネジメントの確立

（「教学マネジメント指針」の作成）

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革に繋げることが重要。
- このようなPDCAサイクルは、**大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要**がある。



各大学における取組に際する留意点などを網羅的にまとめた**教学マネジメントに係る指針**を、大学関係者が参画する**大学分科会の下（※）**で作成し、各大学へ一括して示す。

（※）2018/11/20の中央教育審議会大学分科会で「教学マネジメント特別委員会」を設置。

《教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例》

- 教育内容の改善
（カリキュラム編成の高度化）
- 教職員の資質の向上
（FD・SDの高度化） 等
- 教育方法の改善
（シラバスの記載の充実、成績評価基準の適切な運用）

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、**学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用**する。
- 各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、**積極的に説明責任を果たしていく**という観点からも、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表する。
- 情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメント指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

《把握・公表すべき情報の例》

- 単位・学位の取得状況
- 卒業後の進路の状況
（就職率、就職先等）
- 学修時間
- 学生の成長実感・満足度
- 学生の学修に対する意欲
- 入学者選抜の状況
- 留年率・中退率
- 教員一人当たりの学生数
- 履修単位の登録上限設定の状況
- 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
- FD・SDの実施状況 等

- これらの情報について、当該大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、**全国的な学生調査**や大学調査を通じて、整理し、比較できるよう一覧化する機能を設けることが必要。

「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について①

本格実施に向けた論点と今後の方向性（議論のまとめ）概要 ＜令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議＞

✓ 論点1 全国学生調査の目的について

- ①各大学の教育改善、②社会への情報公表、③国の基礎資料の3点に加え、**④本調査を通じて学生一人一人が学びの振り返りを行うことで、今後の学修や大学生活をより充実したものにしてもらうことを目的**とする。

✓ 論点2 調査対象・時期・方法について

- ①**試行実施の間は全ての大学（短期大学を含む。）に対して意向確認を行い、参加の意向があった大学の全ての学部を調査対象**とする。参加の意向がなかった大学に対しては、参加を希望しない理由や参加に対するハードル等について確認することで課題を明確化し、本格実施の際には全大学が参加できるような調査設計となるよう改善を図る。
- ②**第2回試行実施から短期大学を対象に加える**こととする。また、本格実施の際の対象学年を検討するため、**第2回試行実施では、大学は2年生と最終学年の学生全員、短期大学は最終学年の学生全員を対象**とする。なお、最終学年では回答率が上がらないといった懸念もあることから、以降の実施の際の対象学年は、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。
- ③**実施時期については、第1回試行実施と同様の時期（11月頃）**とする。第2回試行実施において新たな課題が生じない限り、以降の実施でも同様とする。
- ④本格実施移行までは、調査設計の改善・安定のため、原則毎年度試行実施することとし、本格実施移行後の調査の実施頻度や各回の対象学校種・学年等については、改めて検討する。

✓ 論点3 回答方法について

- ①文部科学省が学生個人と結び付く情報を収集・保有することには課題があること、匿名だったことにより心理的抵抗が小さく回答しやすかったといった意見があり、実際に自由記述に多くの回答があったことから、**匿名によるインターネット（WEB）調査の方法を維持**する。
- ②外国人留学生在が回答しやすいよう、英語表記を行う。

✓ 論点4 質問項目について

- ①第2回試行実施の質問項目については、**選択式50問程度**と自由記述2問程度で構成する（P2、3参照）。
- ②**第2回試行実施では、大学と短期大学は共通の質問項目**とする。以降の実施の際も共通とするかは、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。

✓ 論点5 公表方法について

- ①**試行実施の間は大学・学部単位での公表は行わず**、全体集計、学部規模別、学部分野別などの集計結果を公表する。データの代表性を確保できる公表基準（P3参照）は集計を行う際の基準としてのみ用いる。
- ②**本格実施では大学・学部単位で調査結果を公表**すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、本調査の結果の見方等と併せて、結果に関する各大学の取組を記載することで、**大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行う**。
- なお、**どのように公表を進めるかは、各大学の状況を踏まえながら、今後の試行実施の結果も踏まえた検討が必要**である。
- ③試行実施の間においても、**自大学の調査結果について自主的な公表を可能とする**。

✓ 論点6 既存の学生調査との整理・調整について

- ①試行実施を経て調査設計が固まり、**本格実施に移行する段階で、各大学や大学IRコンソーシアム等の調査実施団体と調整を行い、本調査の全国共通性を確保しながら学生の負担を減らす方法を検討**する。
- ②本調査に大学独自の質問項目を設けられるようにすることについては、大学のニーズを確認した上で、第3回試行実施までに検討する。

✓ 論点7 調査の実施主体について

- ・調査設計の検討・改善が必要な**当面の間は、文部科学省が主体となって国立教育政策研究所の協力を得ながら実施し、本格実施により本調査が常態化してきた段階で、実施主体の在り方を検討**する。

「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について②

「全国学生調査（第2回試行実施）」質問項目（案）※

※ その他、コロナ禍を踏まえた質問項目を追加予定
 ※ 【新規】【修正】は第1回試行実施からの変更点

問1 大学に入ってから受けた授業で、次の項目はどのくらいありましたか。

（選択肢：よくあった、ある程度あった、あまりなかった、なかった）

1. 授業内容の意義や必要性を十分に説明してくれた。
2. 授業内容やその分野を学びたいという意欲がわく内容だった。【新規】
3. 理解しやすいように教え方が工夫されていた。
4. 予習・復習など自主学習について授業やシラバスで指示があった。【新規】
5. 教員以外の者（アシスタントなど）が配置されており、補助的な指導があった。
6. 小テストやレポートなどの課題が出された。 ※期末テストは除く
7. 課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却された。【修正】
8. グループワークやディスカッションの機会があった。
9. 教員から意見を求められるなど、質疑応答の機会があった。
10. 主に英語で行われる授業（語学科目は除く）があった。

問2 大学に入ってから次のような経験はありましたか。また、その経験は有用でしたか。

（選択肢：有用だった、ある程度有用だった、あまり有用ではなかった、有用ではなかった、経験していない）

11. 大学での学習の方法（スタディ・スキル）を学ぶ科目【修正】
12. 研究室やゼミでの少人数教育
13. （授業時間以外で）教員に質問や学習の方法を相談する機会【修正】
14. （授業時間以外で）他の学生と一緒に学習する機会【新規】
15. キャリアに関する科目、キャリアカウンセリング（就職や進学相談）
16. インターンシップ（5日以上に限る）
17. 海外留学・海外研修（3か月以上）【修正】
18. 海外留学・海外研修（3か月未満）【新規】
19. オンライン留学【新規】
20. （学内で）自分とは異なる文化圏の学生との交流【修正】
21. 図書館やアクティブ・ラーニングスペースなど大学施設を活用した学習

問3 大学教育を通じて、次のような知識や能力が身に付いたと思いますか。【修正】

（選択肢：身に付いた、ある程度身に付いた、あまり身に付いていない、身に付いていない）

22. 専門分野に関する知識・理解
23. 将来の仕事につながるような知識・技能【修正】
24. 文献・資料を収集・分析する力【修正】
25. 論理的に文章を書く力
26. 人に分かりやすく話す力
27. 外国語を使う力
28. 統計などデータサイエンスの知識・技能【修正】
29. 問題を見つけて解決方法を考える力
30. 答えのない問題を自分の頭で考え抜く力【新規】
31. 多様な人々の理解を得ながら協働する力【修正】
32. 幅広い知識、ものの見方
33. 異なる文化に関する知識・理解

問4 これまでの大学での学び全体を振り返って、次の項目についてどのように思いますか。【新規】

（選択肢：そう思う、ある程度そう思う、あまりそうは思わない、そうは思わない）

34. 具体的な目標・目的をもって主体的に学んでいる。
35. 大学が卒業までに学生へ求める力（※）を理解している。
 ※ディプロマ・ポリシーに示された知識・能力
36. 授業アンケート等の回答を通じて大学教育が良くなっている。
37. 教員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。
38. 大学での学びによって自分自身の成長を実感している。
39. 知識やスキルを組み合わせる一つのものをつくり出す力（デザイン力）が必要だと感じている。
40. 大学での学びを通じて社会に対する理解が深まっている。
41. 卒業後も主体的に学び続けていくことの大切さを感じている。

「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について③

問5 今年度の授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間はそれぞれどのくらいですか。【修正】

（選択肢：0時間、1-5時間、6-10時間、11-15時間、16-20時間、21-30時間、31時間以上）

4 2. 対面授業（実験・実習含む）への出席【修正】

4 3. オンライン・オンデマンド授業への出席【新規】

4 4. 予習・復習・課題など授業に関する学習

4 5. 授業の予習・復習・課題以外の学習【修正】

※学問に関する読書・ディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等

4 6. 部活動/サークル活動

4 7. アルバイト/定職

4 8. 就職に関わる活動 ※就職情報の収集、企業研究、就職活動等

4 9. 趣味/娯楽/交友

5 0. スマートフォンの使用 ※学習に使用している時間は除く

問6 大学での学びについて、御意見を自由に記載してください。

（自由記述）【修正】

問7 本調査について、御意見を自由に記載してください。

（自由記述）【修正】

※ その他、コロナ禍を踏まえた質問項目について、今後の大学・学生等の状況や感染症対策の状況等を踏まえながら、第2回試行実施までに検討する。

第2回試行実施 公表（集計）基準

○ 対象学部・学年の学生数が

「60人以上80人未満のとき、有効回答者数が30以上」

「80人以上200人未満のとき " 40以上」

「200人以上600人未満のとき " 50以上」

「600人以上のとき " 60以上」

○ 又は「（60人未満のとき）有効回答率が50%以上」

令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議

主な検討事項

- 令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の評価・検証に関すること
- 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

委 員

座長	奥 明子	貞静学園短期大学理事長・学長
	河田 悌一	一般社団法人大学基金推進機構理事長、 前 日本私立学校振興・共済事業団理事長
	岸本 強	島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長
	小林 浩	リクルート進学総研所長、 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
	小林 雅之	桜美林大学総合研究機構教授
	清水 一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長・学長
	高橋 哲也	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
	田中 愛治	早稲田大学総長
	千葉 吉裕	公益財団法人日本進路指導協会理事・調査部長
	服部 泰直	島根大学長
	本山 和夫	学校法人東京理科大学理事長
	両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
	山田 礼子	同志社大学社会学研究科・学部教授、 高等教育・学生研究センター長

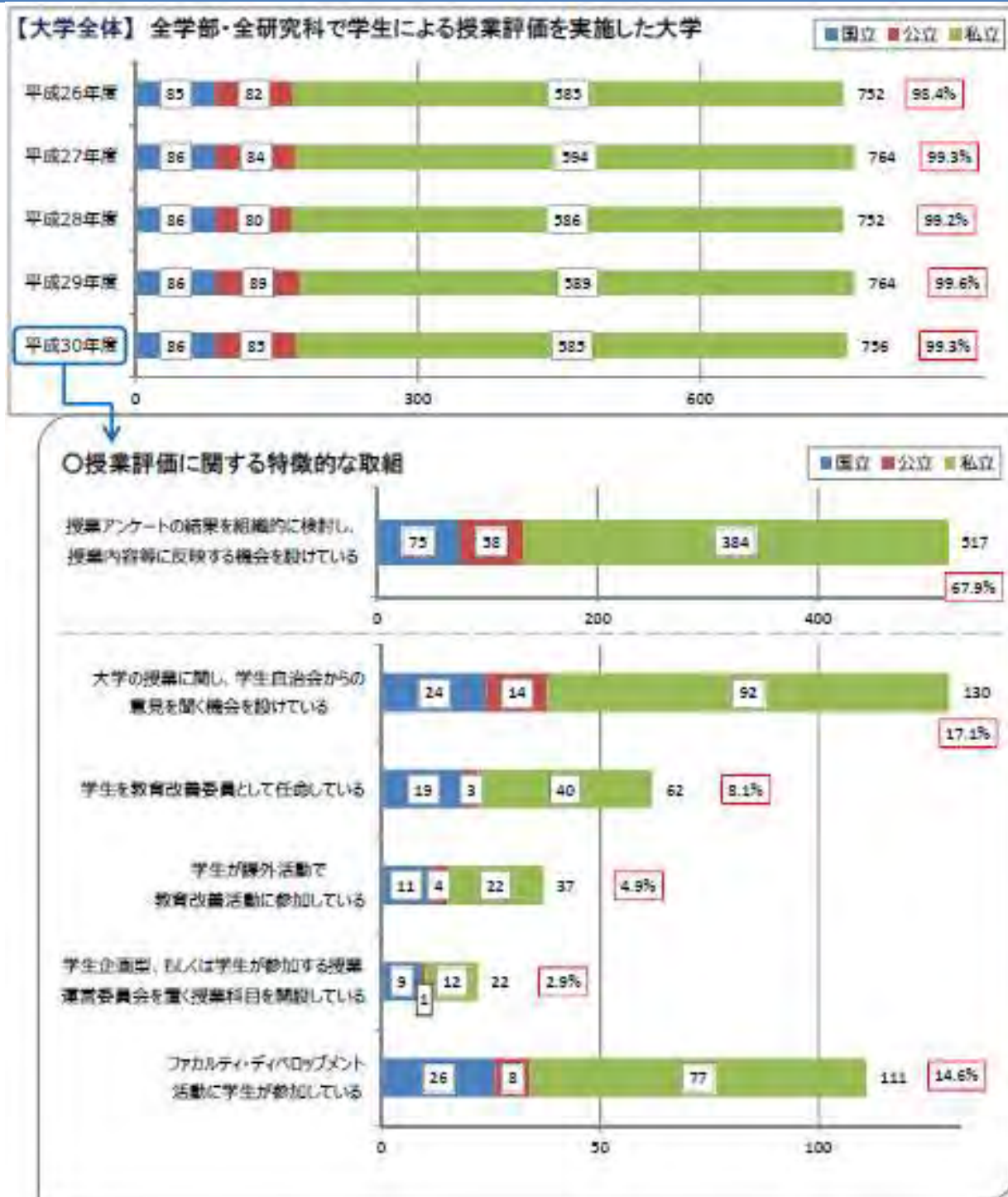
＜オブザーバー＞

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長
・総括研究官

※令和3年2月現在

※本資料の内容は第2回試行実施（令和3年末頃を予定）に向けて検討中のものであり、決定したものではありません。

学生による授業評価等に関するデータ



マンチェスター大学の例

●学生代表の意思決定への参画

Current members of the Board of Governors

The Board of Governors of The University of Manchester features 23 members, with a majority made up of individuals who are not employed by the University.

Membership of the board is divided into five categories:

- Category 1: ex officio members
- Category 2: lay members
- Category 3: members of the Senate
- Category 4: members of staff other than academic or research staff
- Category 5: student member

理事会23人のうち1人が学生代表

●学生参画の多様な取り組み

全国共通以外にも大学独自のアンケート調査を実施

The screenshot displays several key initiatives for student engagement and quality assurance at the University of Manchester:

- Student Surveys:** A purple banner at the top mentions "Student Surveys, including Unit Surveys, NSS and PTES." with a "Read more" link.
- Higher Education Achievement Report (HEAR):** A dark grey box with an orange arrow pointing to it from the text "Eポートフォリオ". It includes the text "Information about the HEAR." and a "Read more" link.
- Your say for your uni microsite:** A dark grey box with an orange arrow pointing to it from the text "目安箱と改善". It includes the text "The Your Say for Your Uni microsite contains information on how students can get involved in the University, and what has changed as a result." and a "Read more" link.
- The Student Charter:** A dark grey box with an orange arrow pointing to it from the text "学生と大学との協定". It includes the text "Information about the Student Charter can be found here." and a "Read more" link.
- Student engagement in quality assurance and enhancement:** A purple banner at the bottom with an orange arrow pointing to it from the text "内部質保証の取り組みへの学生の参画". It includes the text "Information about how students can feed into quality assurance and enhancement at the University." and a "Read more" link.

Eポートフォリオ

目安箱と改善

学生と大学との協定

内部質保証の取り組みへの学生の参画

<https://www.manchester.ac.uk/discover/governance/structure/board-governors/members/>

<https://www.staffnet.manchester.ac.uk/tlso/student-engagement/>

在学生への全国共通学生調査： National Student Survey

中央教育審議会大学分科会
質保証システム部会（第5回）
資料4（林委員提出資料）（抄）

- 英国全体の共通学生調査。
学生局Office for Studentsが実施。
- 公的資金を受領している
全ての高等教育機関の最終学年の学生31万人が回答。
- 8領域27の質問（次ページ）。
大学ごとにオプションの追加質問を付けることも可能。
- 少人数コース以外の結果
はDiscover Uniサイトに
て公表（後述）。



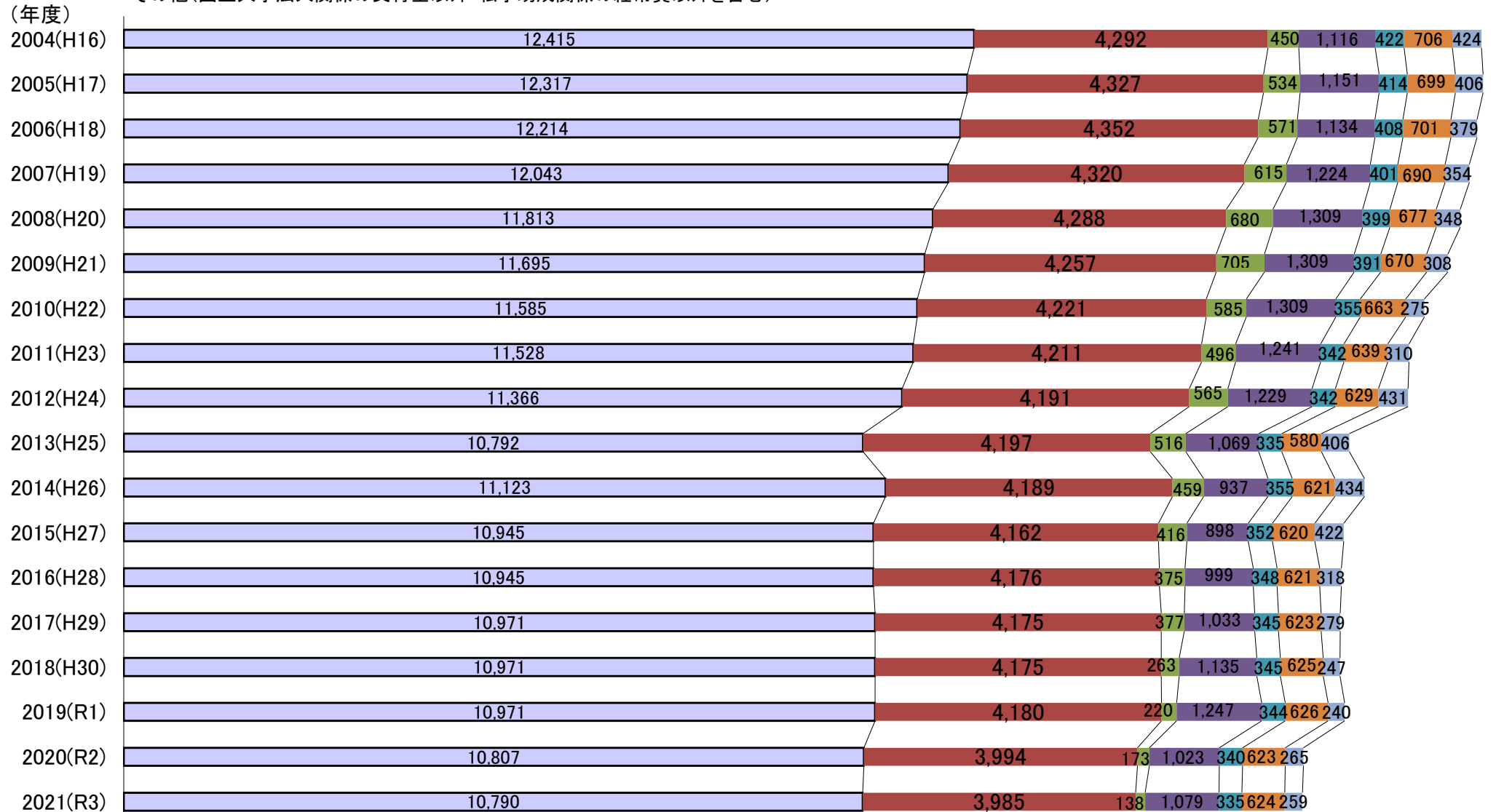
(質保証を支える公財政支出)

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。
1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。
 - ※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）
 - * オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - * 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。
 2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
 3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
 4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。
- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。
- ▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。
- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）
 - ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）
 - ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）
- ※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

対象機関リストはこちら：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

高等教育関係予算の推移【H16～R3年度】

- 国立大学法人関係(交付金)
- 私学助成関係(経常費)
- 国公私補助金
- 大学等奨学金(JASSO交付金除く)
- 留学生関係経費
- 国立高専交付金
- その他(国立大学法人関係の交付金以外・私学助成関係の経常費以外を含む)

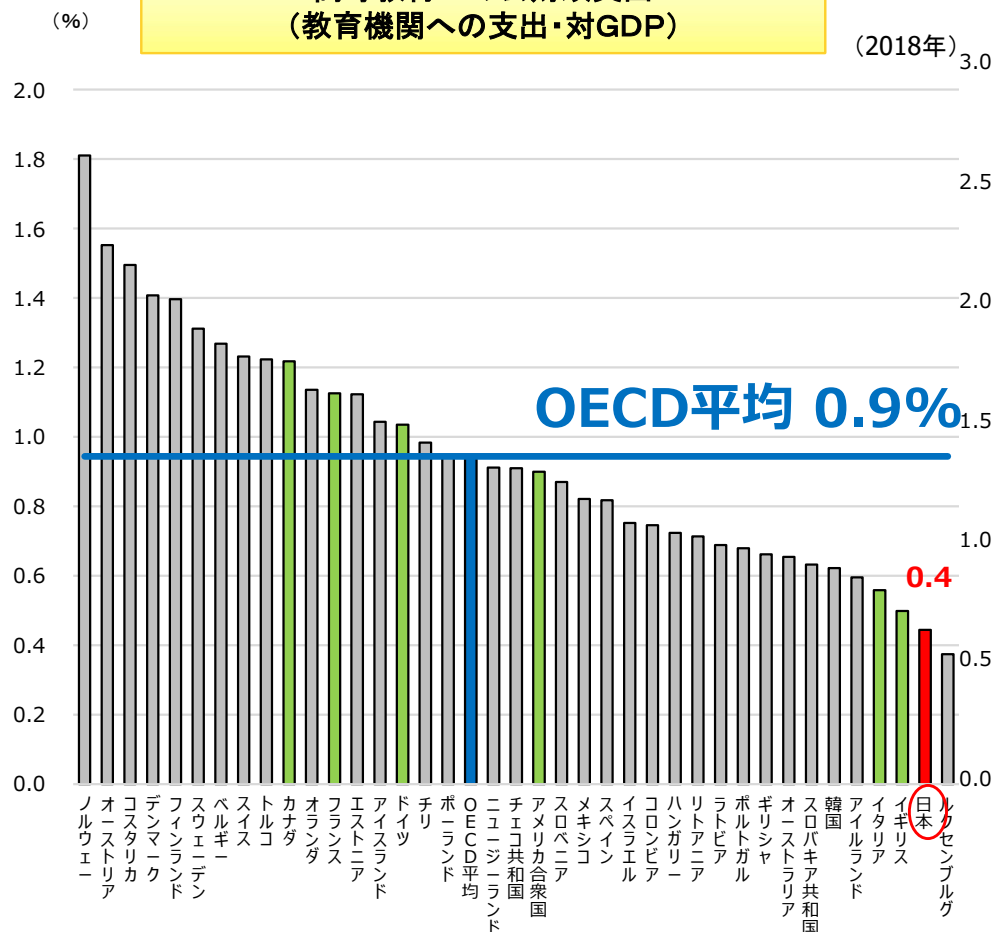


- (注1) H29年度及びH30年度の国立大学法人関係(交付金)は、国立大学法人機能強化促進費を含む。
 (注2) 私学助成関係には、他局計上分及び内閣府移管分(子供・子育て支援新制度分)を含まない。
 (注3) 日本私立学校振興・共済事業団補助(基礎年金等)を含まない。
 (注4) 復興特別会計計上分及び内閣府計上分(高等教育修学支援新制度分)を含まない。
 (注5) R1年度及びR2年度には、「臨時・特別の措置」を含まない。
- 〔 R1年度: 国立大学法人関係: 30億円、私学助成関係: 78億円、その他: 57億円(船舶建造費) 〕
 〔 R2年度: 国立大学法人関係: 28億円、私学助成関係: 38億円、その他: 57億円(船舶建造費) 〕

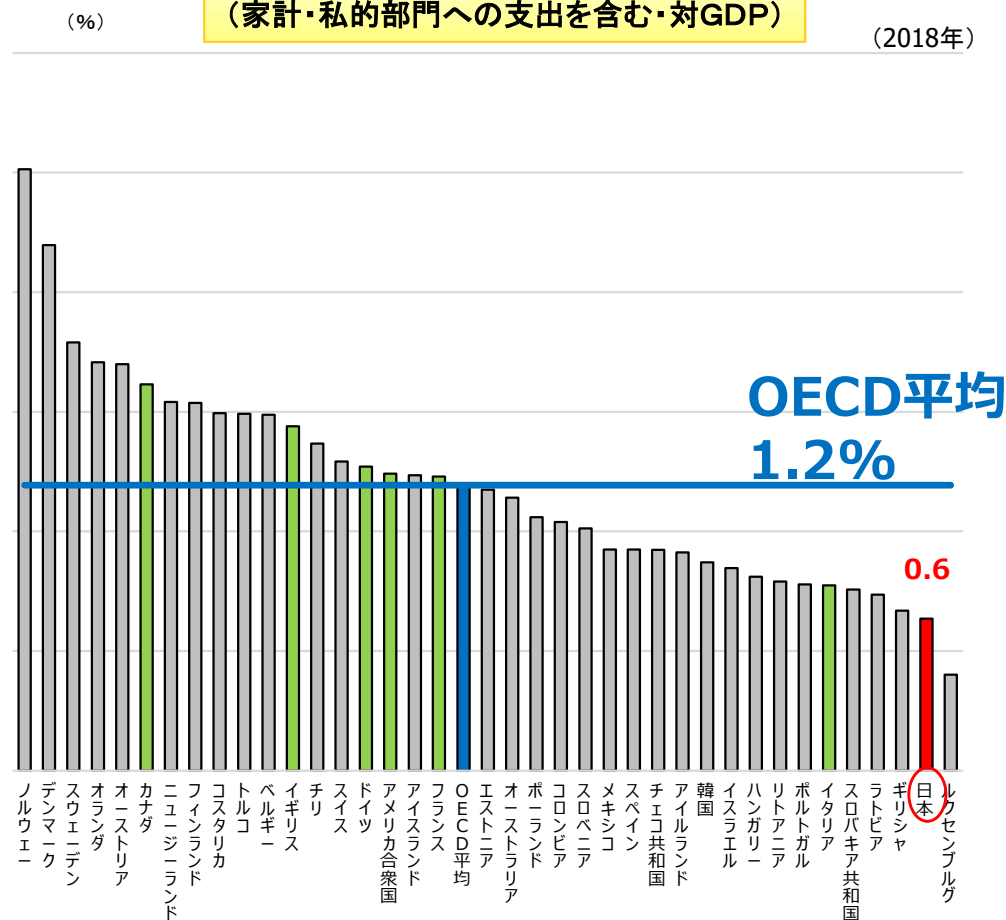
高等教育への公財政支出（対GDP比）

国の経済規模(GDP)に対して、高等教育への公財政支出は、OECD諸国の中で極めて低い水準。

高等教育への公財政支出
(教育機関への支出・対GDP)



高等教育への公財政支出
(家計・私的部門への支出を含む・対GDP)



※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※分類不可（教育行政費等）を含まない。

注1：データはOECD加盟38カ国。

注2：「教育機関への支出」には、奨学金等の個人補助を含まない。

注3：「家計・私的部門への支出」は、奨学金等の家計や学生への支出を指す。

注4：我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

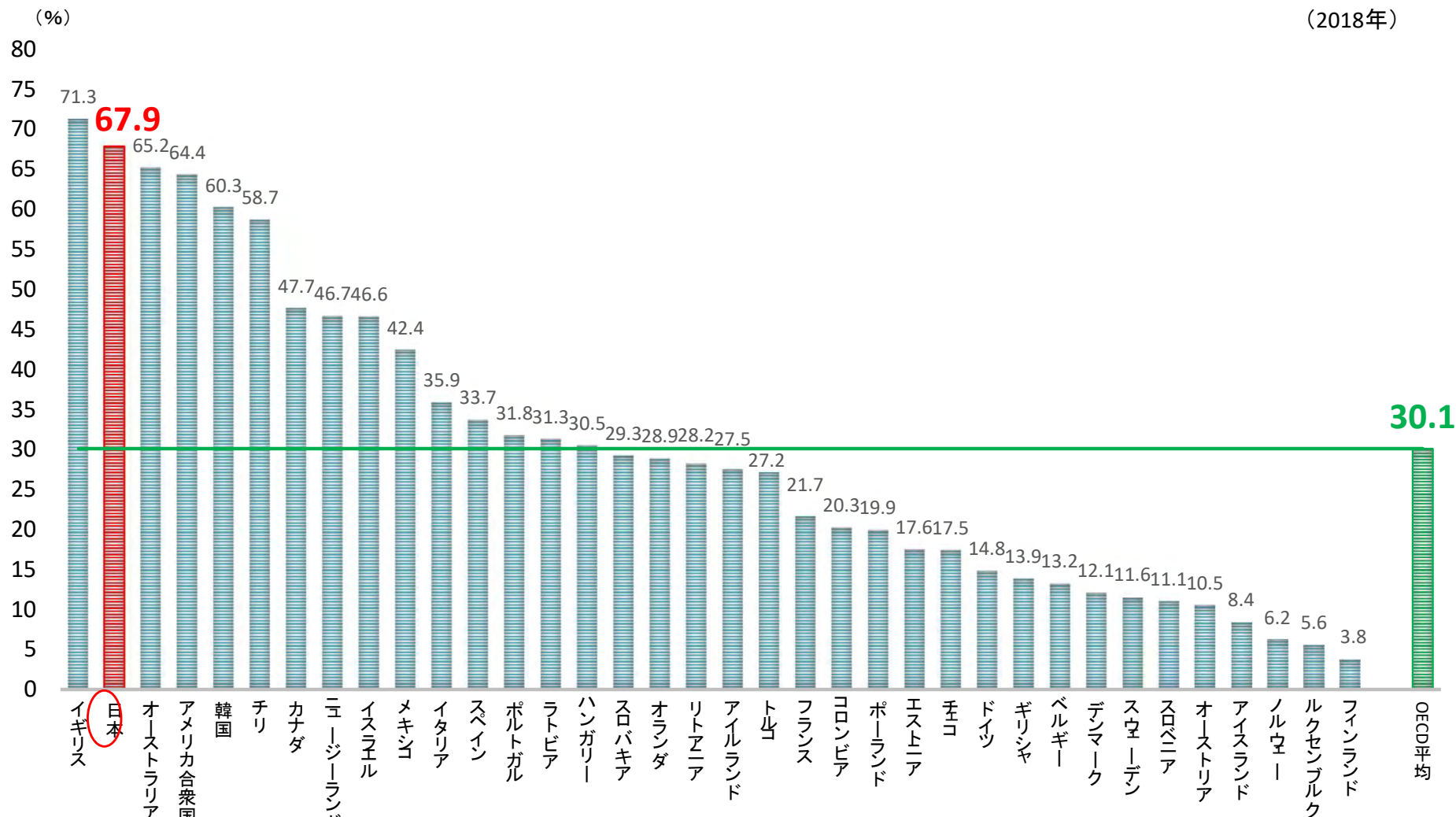
注5：我が国の参照年度は、2018年度（平成30年度）。

出典：OECD「Education at a Glance 2021（図表でみる教育2021）」

高等教育機関への教育支出における私費負担割合

高等教育段階における私費負担の割合は、OECD加盟国の中で高い水準。

(2018年)



注1：OECD加盟38か国のうち、スイス、コスタリカを除く。
 注2：他の教育段階に係るデータが一部含まれる。
 注3：奨学金等の個人補助を含まない。
 注4：我が国の参照年度は、2018年度（平成30年度）。

出典：OECD「Education at a Glance 2021（図表でみる教育 2021）」